

農村 RMO フォーラム実施業務仕様書

1 目的

過疎化が進む中山間地域において、持続可能な地域づくり手法である「農村 RMO」等の普及啓発や、関係者の知見向上・情報交換を通じて、地域に多様な主体が参画した持続可能な「成功モデル」の横展開を図ることを目的に農村 RMO フォーラムを開催する。

2 委託予定期間

契約締結日から令和9年2月17日まで

3 業務内容

以下のとおり、農村 RMO フォーラムの企画及び運営全般に関する業務を行うこと。

(1) 農村 RMO フォーラムの概要

ア イベント名称

とくしま農村 RMO フォーラム 2026（仮称）

イ 開催日

令和9年1月15日（金）10:00～14:30（予定）

ウ 開催場所

徳島県美馬合同庁舎

※必要に応じて会場開催とオンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式も検討

エ 対象者

農村 RMO の形成に取り組む関係者や興味のある方、農泊推進関係者、集落協定代表者、社会福祉関係者、とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊ふるさと団体、県・市町職員、その他、中山間地域振興や地域づくりに取り組む事業者・団体等

オ 内容

① 外部講師による基調講演（40分程度）

- ・農泊事業に取り組む他県の農村 RMO
- ・国事業終了後、財源を確保し継続的に活動している他県の農村 RMO

② 取組事例紹介（30分程度）

- ・県内の農村 RMO（2地域）による事例紹介と質疑応答

③ 意見交換（40分程度）

- ・トークセッション（県内の農村 RMO 事業取組終了地域等による報告発表）

④ 現地視察（1時間程度）

- ・農村 RMO 取組地域（美馬市美馬町）の視察・意見交換（現地解散）

※トークセッションと現地視察の間には昼食休憩、移動時間として、1時間30分程度設定する。

※当日の進行については事前に県と調整を行うこと。

(2) フォーラムの企画・運営

ア 講演テーマ及び講師の提案

- ・農村 RMO が将来的に自走できることを想定しており、主な参加者である農村 RMO の運営のヒントとなるような内容と講師の提案を行うこと。

イ 参加者への周知

- ・80名程度の参加者数を目標として、上記を中心とした対象となる団体等を記載したリストを作成し、幅広く参加を呼びかけることで目標の達成を図ること。提案においては、想定される事業者・団体の一覧を提示することとし、フォーラムをきっかけに新たな繋がりが生まれる可能性の高い業者・団体等の参加にも配慮すること。
- ・効果的な参加者募集を実施するため、フォーラムに係るチラシの制作もしくはインターネット等を活用した告知等を県と相談のうえ、行うこと。

(3) フォーラムの成果等の記録・整理

次年度以降の農村 RMO 形成伴走支援の参考とするため、参加者へのアンケートの調査・分析を実施すること。

4 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講ずるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として徳島県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

5 成果品

農村 RMO フォーラム実施業務実績報告書及び事業費精算書
(別 添)

6 権利の帰属等

- (1) 委託業務の成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権につ

いては、成果品を添付し提出する業務完了報告書の提出と併せて受託者から県へ無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、委託業務の成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。

(3) 成果品の著作権の範囲は、委託業務による活動の記録に係るものであり、活動過程で作成した制作物の著作権は受託者に帰属する。

(4) 県は、受託者が委託業務に関する調査研究結果についての研究発表をする場合に限り、受託者が成果品を利用することについて承諾するものとする。当該利用に係る利用料は、無料とする。

7 内容・プログラム（案）

時間帯（想定）	項 目	内 容
10:00～10:10	開 会	主催者挨拶、趣旨説明
10:10～10:50	基調講演	農村 RMO 等を活用した持続可能な地域づくりの推進（外部講師）
10:50～11:20	取組事例紹介	県内の農村 RMO による事例発表と質疑応答
11:20～12:00	トークセッション	県内の農村 RMO 事業取組終了地域等による報告発表 質疑応答
12:00～13:00	昼 食	
13:00～13:30	移 動	現地視察場所へ各自車で移動
13:30～14:30	現地視察	Kozato Labo（美馬市美馬町）（案）
14:30	解 散	

(別添)

農村RMOフォーラム実施業務実績報告書

1 事業内容

(1) 取組内容の概要

--

(2) 取組内容

取 組 内 容	実 施 日	備 考

2 収支精算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
事業委託費					
計					

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
事業費					
計					

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類 活動状況の写真及び資料

農村RMOフォーラム実施業務に係る事業費精算書

1 収 入

項 目	金額	内 訳
委託費	円	農村RMOフォーラム実施業務委託費
合 計	円	

2 支 出

項 目	金額	内 訳
	円	
合 計	円	